

平成29年4月受付開始!!

神戸町就職支援事業補助金制度のご案内

神戸町では、神戸町商工会との連携により、学生の町内への就業につなげるため、インターンシップの受け入れ及び企業説明会を実施する事業者に対して、「神戸町就職支援事業補助金」を交付します。

対象となる学生

- (1) 大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校の在学生（高校生を除く）

対象となる事業者

- (1) 町内に住所を有しており中小企業基本法に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
- (2) 町税等を滞納していないこと

補助金の額

- (1) インターンシップ実習生1人につき1日あたり5,000円に延べ日数（3日以上）を乗じた額とし、1事業者につき1年度あたり10万円を上限とし、交付する。
- (2) 事業者がインターンシップ実習生の受入のための企業説明会（愛知県、岐阜県、三重県の開催地に限る）に参加した場合は、その参加に要した経費（交通費（ガソリン代等の燃料費は除く）、印刷製本費、参加負担金）の2分の1に相当する金額を、1事業者につき1年度あたり10万円を上限とし、交付する。

認定の申請

- ・神戸町就職支援事業補助金事業計画認定申請書（様式第1号）

計画の認定

適当と認めるときは、

- ・神戸町就職支援事業補助金事業計画認定書（様式第2号）により通知

交付の申請

- ・神戸町就職支援事業補助金交付申請書（様式第3号）

【添付書類】

- (1) 神戸町就職支援事業補助金受入実績報告書（様式第4号）
- (2) 補助対象経費を明らかにする書類
- (3) 実習生の学籍及び在学年を明らかにする書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

交付の決定

補助金の交付を認めるときは、

- ・神戸町就職支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により事業者へ通知
補助金の交付を不相当と認められたときは、
- ・神戸町就職支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により事業者へ通知

補助金の請求

- ・神戸町就職支援事業補助金交付請求書（様式第7号）

実施期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

- お問い合わせ 神戸町役場 産業建設課 産業振興係 0584-27-3111
- 申請・受付窓口 神戸町商工会 0584-27-4185